

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成23年高松市病院局告示第5号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和2年11月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和2年10月30日

高松市病院事業管理者 和田大助

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>高松市病院局告示第5号 公 告</p> <p>高松市病院局が発注する建設工事（高松市財政局契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定</p>	<p>高松市病院局告示第5号 公 告</p> <p>高松市病院局が発注する建設工事（高松市財政局契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定</p>

めたので、同条の規定により公告します。

平成23年12月28日

めたので、同条の規定により公告します。

平成23年12月28日

改正 平成24年8月1日〔高松市病院局告示第6号〕（同日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）

改正 平成24年12月20日〔高松市病院局告示第10号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年7月1日〔高松市病院局告示第8号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高松市病院局告示第14号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年5月20日〔高松市病院局告示第8号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年10月6日〔高松市病院局告示第11号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成27年4月1日〔高松市病院局告示第7号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成28年6月21日〔高松市病院局告示第4号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成29年4月1日〔高松市病院局告示第4号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成30年4月1日〔高松市病院局告示第11号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成31年4月1日〔高松市病院局告示第2号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和2年10月30日〔高松市病院局告示第7号〕（令和2年11月1日以降公表分について適用）

高松市病院事業管理者 和田大助

6 予定価格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 「事後公表」とは、開札後（落札者が決定された場合に限る。）に予定価格を公表することをいい、事後公表としたときは原則として「再度入札対象案件」とするものとする。

(2) 「再度入札対象案件」とは、初回の開札の結果、次のア及びイに掲げる場合において、当該ア及びイに定めるときに、予定価格を超過する価格で入札をした者に対し、同日に、再度入札通知書を送付し、再度の入札を受け付けることをいう。

ア 価格競争による入札の場合 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がなかったとき

イ 総合評価落札方式による入札の場合 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったとき

再度入札の回数は、初回の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とし、再度入札において、再度入札通知書で示した入札最低金額以上の価格で入札をした者は失格とする。

8 略

(1) 総合評価落札方式による入札の場合に、低入札価格調査基準価格を設定するか設定しないかを明示する。低入札価格調査基準価格を設定する場合は、数値的判断基準を設定するか設定しない

高松市病院事業管理者 和田大助

6 予定価格の項目における用語の意義は、次のとおりとする。

「事後公表」とは、開札後（落札者が決定された場合に限る。）に予定価格を公表することをいう。

8 低入札価格調査基準価格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 総合評価落札方式による入札の場合に、低入札価格調査基準価格を設定するか設定しないかを明示する。低入札価格調査基準価格を設定する場合は、数値的判断基準を設定するか設定しない

かも併せて明示する。数値的判断基準を設定する場合は、当該数値的判断基準に係る価格を下回る価格で入札を行った者であつて、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると管理者が認めるものは、失格とする。

(2)～(5) 略

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 「営業所の所在地要件」の細項目における用語の意義は、次のとおりとする。

ア、イ 略

ウ 「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とは、当該業種に係る市内の営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下この(6)において同じ。）に、次のいずれにも該当する発注工種技術者（当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る技術者（同法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は同条第3項ただし書の政令で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）に限る。）をいう。14(1)エにおいて同じ。）を有する者でなければならないことをいう。

(7)～(20) 略

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの14における用語の意義は、

かも併せて明示する。数値的判断基準を設定する場合は、入札価格が数値的判断基準に係る価格を下回ったときは、失格とする。

(2)～(5) 略

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 「営業所の所在地要件」の細項目における用語の意義は、次のとおりとする。

ア、イ 略

ウ 「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とは、当該業種に係る市内の営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下この(6)において同じ。）に、次のいずれにも該当する発注工種技術者（当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る技術者（同法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者に限る。）をいう。14(1)エにおいて同じ。）を有する者でなければならないことをいう。

(7)～(20) 略

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) 入札書等の提出の項目及びこの14における用語の意義は、

次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものにあつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次のとおりとする。

(ア) 略

a 略

b 配置予定技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、監理技術者補佐については監理技術者補佐資格を有することを証する書面、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後6月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。））又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。）

c～g 略

(イ)、(ウ) 略

カ 「追加資料」とは、エ(イ)に掲げる確認資料に係るものにあつては、12(6)ウ(ア)から(ウ)までの要件を満たすことを確認することができる書類又は当該確認のために必要な同意書で

次のとおりとする。

ア～エ 略

オ 「追加資料」とは、エ(ア)に掲げる確認資料に係るものにあつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次のとおりとする。

(ア) 略

a 略

b 配置予定技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後6月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。））又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。）

c～g 略

(イ)、(ウ) 略

カ 「追加資料」とは、エ(イ)に掲げる確認資料に係るものにあつては、12(6)ウ(ア)から(ウ)までの要件を満たすことを確認することができる書類又は当該確認のために必要な同意書で

あって、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう（直近２年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は、(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。また、特定JV（２者）又は特定JV（３者）については、代表者に加えて、他の構成員について提出を求める場合がある。）。

(ア) 発注工種雇用技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、監理技術者補佐については監理技術者補佐資格を有することを証する書面、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等）又は実務経験証明書をいう。）

(8) ４(２)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)、４(３)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)、４(４)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)、４(５)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)又は４(６)に規定する総合評価Ⅱ型に該当する入札については、(５)アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類（総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)にあつては、ア及びイに掲げる書類を、総合評価Ⅱ型にあつては、ア、イ及びウに掲げる書類を除く。）を電子ファイルとして入札書に添付して提出しなければならない。なお、特定建設工事共同企業体での入札の場合は、代表者となる構成員（当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。）についてのみの提出とする。

ア～カ 略

キ 次の(ア)又は(イ)に掲げる事項に係る評価を受けようとする

あって、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう（直近２年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は、(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。また、特定JV（２者）又は特定JV（３者）については、代表者に加えて、他の構成員について提出を求める場合がある。）。

(ア) 発注工種雇用技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等）又は実務経験証明書をいう。）

(8) ４(２)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)、４(３)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)、４(４)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)、４(５)に規定する総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)又は４(６)に規定する総合評価Ⅱ型に該当する入札については、(５)アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類（総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)にあつては、ア及びイに掲げる書類を、総合評価Ⅱ型にあつては、ア、イ及びウに掲げる書類を除く。）を電子ファイルとして入札書に添付して提出しなければならない。なお、特定建設工事共同企業体での入札の場合は、代表者となる構成員（当該建設工事公告において評価対象とする構成員について別段の定めのあるときは、当該構成員とする。）についてのみの提出とする。

ア～カ 略

キ 次の(ア)又は(イ)に掲げる事項に係る評価を受けようとする

場合において、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにする必要があるときにあっては、その税額を明らかにすることができる書類

(ア) 略

(イ) 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任技術者、監理技術者（監理技術者補佐）又は現場代理人としての施工実績

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札（6（2）に規定する再度入札に係る開札を除く。）前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1)・(2) 略

場合において、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにする必要があるときにあっては、その税額を明らかにすることができる書類

(ア) 略

(イ) 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工実績

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1)・(2) 略